

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和8年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2026年 3/31 4/1	2027年 3/31 4/1	2028年 3/31 4/1	2029年 3/31 4/1	2030年 3/31 4/1	2031年 3/31 4/1
	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)
現在の有効期限						
①2026年3月31日以前の者 (未更新者降格) →		(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)				
①2026年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合	1年	2年	3年	新有効期限 (2029. 3. 31)		
②2027年3月31日の者 (期限内に更新)	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2030. 3. 31)	
③2028年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2031. 3. 31)

- (注) 1. ②の者は2026年度内に更新をしなければ、2027年4月1日以降は降格の対象となる。
2. 2026年度新規合格者は②に該当する。（資格取得年を0年とする。）
3. 2028年3月31日が有効期限の者が2026年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2031年3月31日となる。
4. ①有効期限が2026年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2029年3月31日となる。